

内閣参質一〇四第三〇号

昭和六十一年四月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 江崎真澄

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院解散に関する憲法第七条に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院解散に関する憲法第七条に関する質問に対する

答弁書

衆議院の解散は、それ自体としては高度の政治的性質を有する行為であり、したがって、国政に関するものであることは疑いのないところであるが、天皇が行う衆議院の解散は、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が実質的に決定したところに従つて形式的・名目的に行うものであるから、天皇が国政に関する権能を行使したことにはならないものである。